

報道関係者 各位

平成 30 年 10 月 22 日

【照会先】

職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課  
課 長 松下 和生  
主任障害者雇用専門官 松浦 大造  
課 長 補 佐 渡部 愛  
(電話)03(5253)1111(内線 5857)

平成 30 年 8 月 28 日に公表した「国の行政機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」及び同年 9 月 7 日に公表した「立法機関及び司法機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」の訂正について

平成 30 年 8 月 28 日に公表した「国の行政機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」（一部訂正：平成 30 年 9 月 21 日）及び同年 9 月 7 日に公表した「立法機関及び司法機関における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況の再点検結果について」について、下記のとおり訂正いたします。

## 1. 訂正の概要

- 16 の国の行政機関において訂正があり、訂正の結果、国の行政機関の合計は以下のとおりとなりました。
  - ・ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は、285,754.5 人から 289,910.5 人に増加（+4,156.0 人）
  - ・ 障害者数は、3,407.0 人から 3,422.0 人に増加（+15.0 人）
  - ・ 実雇用率は、1.19%から 1.18%に減少（▲0.01%）
  - ・ 不足数は、3,396.5 人から 3,478.5 人に増加（82.0 人）

- 立法機関及び司法機関を含めた国の機関全体の合計は、以下のとおりです。
  - ・ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は、314,244.0 人から 318,467.0 人に増加（+4,223 人）
  - ・ 障害者数は、3,696.0 人から 3,711.0 人に増加（+15.0 人）
  - ・ 実雇用率は、1.18%から 1.17%に減少（▲0.01%）
  - ・ 不足数は、3,732.5 人から 3,814.5 人に増加（+82.0 人）

## 2. 訂正の理由

- 「常時勤務する職員」の対象範囲の取扱いに係る訂正
  - ・ 障害者雇用率制度の対象となる「常時勤務する職員」の対象範囲を「雇入れのときから 1 年を超えて勤務する者（見込みを含みます。）」とする取扱いに係る訂正 12 機関  
内閣官房、内閣府、公正取引委員会、復興庁、法務省、財務省、経済産業省、特許庁、運輸安全委員会、防衛省、国立国会図書館、家庭裁判所

- 週所定労働時間に応じたカウントの取扱いに係る訂正
  - ・ 週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満である職員のカウント数（0.5 人）や週 20 時間未満の職員をカウントしないとする取扱いに係る訂正 8 機関  
内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省、特許庁、運輸安全委員会、環境省、防衛装備庁
- 出向中の職員等の取扱いに係る訂正
  - ・ 出向中の職員等について、その者が生計を維持するに必要な主たる給与を受ける機関の職員として取り扱うことに係る訂正 4 機関  
厚生労働省、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所
- 休業中（育児休業含む）の職員の取扱いに係る訂正
  - ・ 休業中の職員も常時勤務する職員として取り扱うことに係る訂正 5 機関  
消費者庁、法務省、公安調査庁、財務省、経済産業省
- 育児短時間勤務職員等の取扱いに係る訂正
  - ・ 育児短時間勤務職員及び育児時間職員の勤務時間数に応じたカウント（30 時間以上の 1 人カウント、20 時間以上 30 時間未満の 0.5 人カウント）について、制度を利用する前の勤務時間数に基づいて取り扱うことに係る訂正 2 機関  
宮内庁、環境省

### 3. 訂正の経緯

- 厚生労働省では、障害者雇用率制度の対象となる職員の範囲の取扱いについて、各省庁人事担当部局人事担当者宛「障害者任免状況通報書に係る留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け事務連絡）（「参考」参照）において明記するとともに、毎年の通報依頼においても同留意事項を添付して示してきたところです。
- 平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況について、国の行政機関の再点検の結果を平成 30 年 8 月 28 日に、また立法機関及び司法機関の再点検の結果を同年 9 月 7 日に公表したところですが、その後、一部の機関において同留意事項に基づかない取扱いがあったことが確認されたことから、改めて全機関に対してこの留意事項を整理したチェックシートに基づく確認と、これに基づかない取扱いがあった場合の訂正を依頼し、その結果をこの度公表するものです。
- なお、同留意事項においては、「常時勤務する職員」の対象範囲について、「雇入れのときから 1 年を超えて勤務する者（見込みを含む。）」と明記して示したにもかかわらず、各機関に対して再点検を依頼する文書（平成 30 年 6 月 20 日職雇障発 0620 第 1～8 号）においては「1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる方」と記載するなど、厚生労働省が国の機関に示した文書の記載が統一されておらず、このため、「常時勤務する職員」の対象範囲の取り扱いについて、国の機関における差異を招いた面があったものと考えています。

## H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（概要）

※網掛け部分が訂正箇所  
※再点検前 ⇒ 再点検後

○ 国の行政機関 実雇用率 2.49%⇒1.18% 雇用障害者数 6,867.5人⇒3,422.0人  
(国の機関 実雇用率 2.50%⇒1.17% 雇用障害者数 7,593.0人⇒3,711.0人)

	実雇用率の増減 (%)		障害者数の増減 (人)			不足数の増減 (人)	
<b>国の機関合計</b>	2.50	⇒ 1.17	7,593.0	⇒ 3,711.0	(-3,882.0)	2.0	⇒ 3,814.5
<b>行政機関合計</b>	2.49	⇒ 1.18	6,867.5	⇒ 3,422.0	(-3,445.5)	2.0	⇒ 3,478.5
内閣官房	2.38	⇒ 0.39	25.5	⇒ 5.5	(-20.0)	0.0	⇒ 26.5
内閣法制局	2.60	⇒ 2.60	2.0	⇒ 2.0	-	0.0	⇒ 0.0
内閣府	2.37	⇒ 0.90	56.0	⇒ 29.0	(-27.0)	0.0	⇒ 45.0
宮内庁	2.43	⇒ 1.08	22.5	⇒ 10.0	(-12.5)	0.0	⇒ 11.0
公正取引委員会	2.23	⇒ 1.84	18.0	⇒ 17.0	(-1.0)	0.0	⇒ 4.0
警察庁	2.41	⇒ 2.41	51.0	⇒ 51.0	-	0.0	⇒ 0.0
金融庁	2.42	⇒ 2.42	39.0	⇒ 39.0	-	0.0	⇒ 0.0
消費者庁	2.54	⇒ 0.12	10.0	⇒ 0.5	(-9.5)	0.0	⇒ 8.5
個人情報保護委員会	0.00	⇒ 0.00	0.0	⇒ 0.0	-	2.0	⇒ 2.0
復興庁(注)	-	⇒ 0.00	-	⇒ 0.0	-	-	⇒ 5.0
総務省	2.30	⇒ 0.76	110.0	⇒ 40.0	(-70.0)	0.0	⇒ 80.0
法務省	2.44	⇒ 0.79	802.0	⇒ 260.5	(-541.5)	0.0	⇒ 499.5
公安調査庁	2.36	⇒ 0.38	37.0	⇒ 6.0	(-31.0)	0.0	⇒ 30.0
外務省	2.47	⇒ 0.39	150.0	⇒ 24.5	(-125.5)	0.0	⇒ 120.5
財務省	2.36	⇒ 0.77	264.5	⇒ 94.5	(-170.0)	0.0	⇒ 186.5
国税庁	2.47	⇒ 0.67	1,411.5	⇒ 389.0	(-1,022.5)	0.0	⇒ 946.0
文部科学省	2.41	⇒ 0.57	51.0	⇒ 16.0	(-35.0)	0.0	⇒ 48.0
厚生労働省	2.76	⇒ 2.76	1,442.0	⇒ 1,438.5	(-3.5)	0.0	⇒ 0.0
農林水産省	2.39	⇒ 1.22	364.0	⇒ 195.5	(-168.5)	0.0	⇒ 173.5
林野庁	2.34	⇒ 1.66	93.0	⇒ 80.0	(-13.0)	0.0	⇒ 30.0
水産庁	2.31	⇒ 0.95	14.0	⇒ 6.0	(-8.0)	0.0	⇒ 8.0
経済産業省	2.36	⇒ 0.80	153.5	⇒ 52.0	(-101.5)	0.0	⇒ 96.0
特許庁	2.36	⇒ 0.48	65.5	⇒ 16.0	(-49.5)	0.0	⇒ 61.0
国土交通省	2.38	⇒ 0.70	890.0	⇒ 286.5	(-603.5)	0.0	⇒ 659.5
観光庁	1.73	⇒ 0.00	2.0	⇒ 0.0	(-2.0)	0.0	⇒ 2.0
気象庁	2.35	⇒ 1.35	112.0	⇒ 65.0	(-47.0)	0.0	⇒ 45.0
海上保安庁	2.41	⇒ 3.01	4.0	⇒ 5.0	(+1.0)	0.0	⇒ 0.0
運輸安全委員会	2.72	⇒ 1.06	5.0	⇒ 2.0	(-3.0)	0.0	⇒ 2.0
環境省	2.33	⇒ 0.55	46.0	⇒ 15.0	(-31.0)	0.0	⇒ 48.0
原子力規制委員会	2.38	⇒ 2.38	27.0	⇒ 27.0	-	0.0	⇒ 0.0
防衛省	2.60	⇒ 0.97	516.0	⇒ 216.0	(-300.0)	0.0	⇒ 296.0
防衛装備庁	2.63	⇒ 0.54	36.0	⇒ 8.0	(-28.0)	0.0	⇒ 26.0
人事院	2.40	⇒ 0.75	15.0	⇒ 5.0	(-10.0)	0.0	⇒ 10.0
会計検査院	2.54	⇒ 1.57	32.5	⇒ 20.0	(-12.5)	0.0	⇒ 9.0
<b>立法機関合計</b>	2.36	⇒ 1.29	84.5	⇒ 47.0	(-37.5)	0.0	⇒ 35.0
衆議院事務局	2.28	⇒ 1.58	33.0	⇒ 23.0	(-10.0)	0.0	⇒ 10.0
衆議院法制局	2.48	⇒ 2.48	2.0	⇒ 2.0	-	0.0	⇒ 0.0
参議院事務局	2.32	⇒ 0.82	25.5	⇒ 9.0	(-16.5)	0.0	⇒ 16.0
参議院法制局	3.08	⇒ 1.45	2.0	⇒ 1.0	(-1.0)	0.0	⇒ 0.0
国立国会図書館	2.48	⇒ 1.28	22.0	⇒ 12.0	(-10.0)	0.0	⇒ 9.0
<b>司法機関合計</b>	2.58	⇒ 0.97	641.0	⇒ 242.0	(-399.0)	0.0	⇒ 301
最高裁判所	2.29	⇒ 0.50	23.0	⇒ 5.0	(-18.0)	0.0	⇒ 18.0
高等裁判所	2.33	⇒ 0.99	40.0	⇒ 17.0	(-23.0)	0.0	⇒ 19.0
地方裁判所	2.53	⇒ 0.98	405.0	⇒ 158.0	(-247.0)	0.0	⇒ 195.0
家庭裁判所	2.86	⇒ 1.02	173.0	⇒ 62.0	(-111.0)	0.0	⇒ 69.0

注 復興庁においては、今般の再点検結果により、障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に基づく障害者の雇用義務があることが判明した。なお、法定雇用障害者数からの不足数が 5.0 人と判明したことから、平成 32 年度末の復興庁の廃止も見据えて、採用予定数について検討中である。

## 障害者任免状況について

○ 国の機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検後の訂正後）

※網掛け部分が訂正箇所

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>国の機関合計</b>	<b>318,467.0</b>	<b>3,711.0</b>	<b>1.17</b>	<b>3,814.5</b>	
<b>行政機関合計</b>	<b>289,910.5</b>	<b>3,422.0</b>	<b>1.18</b>	<b>3,478.5</b>	
内閣官房	1,404.0	5.5	0.39	26.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	3,232.0	29.0	0.90	45.0	
宮内庁	928.0	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	924.0	17.0	1.84	4.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	434.5	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	218.5	0.0	0.00	5.0	
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 4)
法務省	33,052.5	260.5	0.79	499.5	
公安調査庁	1,589.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	24.5	0.39	120.5	
財務省	12,245.0	94.5	0.77	186.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 4)
厚生労働省	52,090.5	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,467.0	52.0	0.80	96.0	特例承認あり(注 4)
特許庁	3,362.5	16.0	0.48	61.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	189.0	2.0	1.06	2.0	
環境省	2,739.5	15.0	0.55	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	22,267.5	216.0	0.97	296.0	
防衛装備庁	1,488.5	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	
<b>立法機関合計</b>	<b>3,634.5</b>	<b>47.0</b>	<b>1.29</b>	<b>35.0</b>	
衆議院事務局	1,454.0	23.0	1.58	10.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,097.0	9.0	0.82	16.0	
参議院法制局	69.0	1.0	1.45	0.0	
国立国会図書館	934.0	12.0	1.28	9.0	
<b>司法機関合計</b>	<b>24,922.0</b>	<b>242.0</b>	<b>0.97</b>	<b>301.0</b>	
最高裁判所	1,006.0	5.0	0.50	18.0	
高等裁判所	1,721.0	17.0	0.99	19.0	
地方裁判所	16,099.0	158.0	0.98	195.0	
家庭裁判所	6,096.0	62.0	1.02	69.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4 の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

### 特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の機関の状況(法定雇用率 2.3%)(再点検後(9 月 21 日一部訂正後))

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>国の機関合計</b>	<b>314,244.0</b>	<b>3,696.0</b>	<b>1.18</b>	<b>3,732.5</b>	
<b>行政機関合計</b>	<b>285,754.5</b>	<b>3,407.0</b>	<b>1.19</b>	<b>3,396.5</b>	
内閣官房	1,145.0	3.5	0.31	22.5	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,546.0	29.0	1.14	29.0	
宮内庁	925.5	10.0	1.08	11.0	
公正取引委員会	829.5	17.0	2.05	2.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	433.5	0.5	0.12	8.5	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	5,247.0	40.0	0.76	80.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,897.0	262.5	0.80	493.5	
公安調査庁	1,569.0	6.0	0.38	30.0	
外務省	6,334.0	24.5	0.39	120.5	
財務省	12,118.0	94.5	0.78	183.5	
国税庁	58,076.5	389.0	0.67	946.0	
文部科学省	2,816.0	16.0	0.57	48.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,079.0	1,438.5	2.76	0.0	
農林水産省	16,081.5	195.5	1.22	173.5	
林野庁	4,821.5	80.0	1.66	30.0	
水産庁	632.0	6.0	0.95	8.0	
経済産業省	6,421.0	52.0	0.81	95.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	3,207.0	16.0	0.50	57.0	
国土交通省	41,172.0	286.5	0.70	659.5	
観光庁	121.5	0.0	0.00	2.0	
気象庁	4,820.0	65.0	1.35	45.0	
海上保安庁	166.0	5.0	3.01	0.0	
運輸安全委員会	183.5	2.0	1.09	2.0	
環境省	2,775.0	15.0	0.54	48.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	201.0	1.01	255.0	
防衛装備庁	1,480.0	8.0	0.54	26.0	
人事院	666.0	5.0	0.75	10.0	
会計検査院	1,277.5	20.0	1.57	9.0	
<b>立法機関合計</b>	<b>3,581.5</b>	<b>47.0</b>	<b>1.31</b>	<b>34.0</b>	
衆議院事務局	1,454.0	23.0	1.58	10.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,097.0	9.0	0.82	16.0	
参議院法制局	69.0	1.0	1.45	0.0	
国立国会図書館	881.0	12.0	1.36	8.0	
<b>司法機関合計</b>	<b>24,908.0</b>	<b>242.0</b>	<b>0.97</b>	<b>302.0</b>	
最高裁判所	1,006.0	5.0	0.50	18.0	
高等裁判所	1,720.0	17.0	0.99	19.0	
地方裁判所	16,086.0	158.0	0.98	195.0	
家庭裁判所	6,096.0	62.0	1.02	70.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。  
 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。  
 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1 未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。  
 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。  
 注 4 注 4 の機関においては、労働者数が 43.5 人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。  
 注 5 注 5 の省庁は、特例承認を受けている。  
 特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	消防庁	
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

平成 29 年 6 月 1 日時点 国の機関の状況（法定雇用率 2.3%）（再点検前）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>国の機関合計</b>	<b>303,844.5</b>	<b>7,593.0</b>	<b>2.50</b>	<b>2.0</b>	
<b>行政機関合計</b>	<b>275,449.0</b>	<b>6,867.5</b>	<b>2.49</b>	<b>2.0</b>	
内閣官房	1,070.5	25.5	2.38	0.0	
内閣法制局	77.0	2.0	2.60	0.0	
内閣府	2,366.0	56.0	2.37	0.0	
宮内庁	925.5	22.5	2.43	0.0	
公正取引委員会	806.5	18.0	2.23	0.0	
警察庁	2,115.0	51.0	2.41	0.0	
金融庁	1,613.0	39.0	2.42	0.0	
消費者庁	394.0	10.0	2.54	0.0	
個人情報保護委員会	106.5	0.0	0.00	2.0	
復興庁	-	-	-	-	(注 4)
総務省	4,789.0	110.0	2.30	0.0	特例承認あり(注 5)
法務省	32,807.0	802.0	2.44	0.0	
公安調査庁	1,569.0	37.0	2.36	0.0	
外務省	6,065.0	150.0	2.47	0.0	
財務省	11,221.0	264.5	2.36	0.0	
国税庁	57,205.5	1,411.5	2.47	0.0	
文部科学省	2,116.0	51.0	2.41	0.0	特例承認あり(注 5)
厚生労働省	52,163.5	1,442.0	2.76	0.0	
農林水産省	15,244.0	364.0	2.39	0.0	
林野庁	3,979.0	93.0	2.34	0.0	
水産庁	606.0	14.0	2.31	0.0	
経済産業省	6,504.5	153.5	2.36	0.0	特例承認あり(注 5)
特許庁	2,781.0	65.5	2.36	0.0	
国土交通省	37,437.5	890.0	2.38	0.0	
観光庁	115.5	2.0	1.73	0.0	
気象庁	4,775.0	112.0	2.35	0.0	
海上保安庁	166.0	4.0	2.41	0.0	
運輸安全委員会	183.5	5.0	2.72	0.0	
環境省	1,974.0	46.0	2.33	0.0	
原子力規制委員会	1,135.5	27.0	2.38	0.0	
防衛省	19,867.0	516.0	2.60	0.0	
防衛装備庁	1,368.0	36.0	2.63	0.0	
人事院	625.0	15.0	2.40	0.0	
会計検査院	1,277.5	32.5	2.54	0.0	
<b>立法機関合計</b>	<b>3,580.5</b>	<b>84.5</b>	<b>2.36</b>	<b>0.0</b>	
衆議院事務局	1,450.0	33.0	2.28	0.0	
衆議院法制局	80.5	2.0	2.48	0.0	
参議院事務局	1,097.0	25.5	2.32	0.0	
参議院法制局	65.0	2.0	3.08	0.0	
国立国会図書館	888.0	22.0	2.48	0.0	
<b>司法機関合計</b>	<b>24,815.0</b>	<b>641.0</b>	<b>2.58</b>	<b>0.0</b>	
最高裁判所	1,006.0	23.0	2.29	0.0	
高等裁判所	1,719.0	40.0	2.33	0.0	
地方裁判所	16,036.5	405.0	2.53	0.0	
家庭裁判所	6,053.5	173.0	2.86	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注 4 注 4の機関においては、労働者数が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

注 5 注 5の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁	スポーツ庁	
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	

事務連絡  
平成28年3月31日

各省庁人事担当部局  
人事担当者 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用開発部障害者雇用対策課  
障害者雇用専門官

### 障害者任免状況通報書に係る留意事項について

障害者の採用等については、平素より格別の御配慮を賜っているところです。  
国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならないこととされております。

今般、当該通報に関して留意事項を別紙のとおりお示ししますので、改めて取扱いにご留意いただきますようお願いいたします。

また、公的機関が率先して障害者の雇用を推進すべきであることは、すでに御理解いただいているところと承知しておりますが、各省庁におかれましてもさらに一人でも多くの障害者、特に知的障害者及び精神障害者の採用に努めていただくよう、引き続き特段の御配慮をお願いいたします。

障害者任免状況通報書の提出にあたり、以下の取扱いにご留意ください。

#### 1 障害者雇用率制度の対象となる職員の範囲

常時勤務する職員とは、法律上の任用形式を問わず、雇入れのときから1年を超えて勤務する者（見込みを含みます。）をいいます。そのうち、1週間の所定の勤務時間が20時間以上30時間未満である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人の職員とみなされます。なお、1週間の所定の勤務時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常時勤務する職員の範囲には含まれません。

#### 2 出向中の職員

出向中の職員、他省庁との併任者、国際機関等への派遣職員、海外留学中の職員は、原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる給与を受ける機関の職員として取り扱います。なお、いずれの機関の職員として取り扱うかの判断が困難な場合は、共済等の取扱いを行っている機関の職員として取り扱って差し支えありません。

#### 3 休業中の職員（育児休業含む）

疾病その他の理由によって休職期間中の職員は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、各機関との任用関係等は維持されているので、常時勤務する職員として取り扱います。したがって、休職中の職員も、常時勤務する職員に含まれます（雇用義務の対象となる障害者数の算定の基礎となる常時勤務する職員に算入され、また、例えば業務上災害で加療休職中の職員が障害者に該当すれば、雇用障害者の数に算入する）。

#### 4 育児短時間勤務職員及び育児時間職員

育児短時間勤務職員及び育児時間職員は、制度を利用する前の元の勤務時間数により、30時間以上の職員に該当するか、20時間以上30時間未満の短時間勤務職員に該当するかを判断します。

#### 5 65歳以上の職員

65歳以上の非常勤等の職員であっても、上記1に該当する場合は常時勤務する職員に含まれます。